

課等の長

伊佐市長 隈元 新

当面の行財政改革に関する方針について

この方針は、伊佐市の行政改革大綱や集中改革プランが策定されるまでの間、市の持続可能で健全な行政運営に資するために、行財政改革の方向付けを行うものであり、平成 22 年度の当初予算編成や組織機構改革に当たっては、この方針に基づいて行うこと。

記

1. 組織機構改革について

平成 22 年 4 月の組織機構の見直しについては、スリムで機動力があり、効率的な組織機構とするため、決裁権限のない副課及び分室を廃止し、分庁方式を進めていく。この見直しに伴い、課・係が統廃合される場合は、関係部署と十分に協議し、業務の細部にわたる確認により、事務分掌の整理をし、漏れや重複がないようにすること。また、これに連動する予算措置についても慎重を期すこと。その他の課・係の事務分掌についても、本来行政が行うべき業務なのか等を含め、業務の見直しを行うこと。

2. 事務事業の設定・編成について

平成 22 年度の当初予算編成に伴う事務事業の設定については、「新市まちづくり計画」に定める施策体系の位置づけを踏まえたものとし、今後本格化する、事務事業評価の仕組みに対応できる単位で設定することを徹底すること。具体的には以下の点に留意すること。

- (1) 政策や施策の目的を実現するための具体的な手段が事務事業であり、「新市まちづくり計画」のどの施策に結びつくのか説明できるものであること。
- (2) 事務事業とは、「ある目的をもって、予算や人を投入して行う活動」と定義されるので、事務事業の目的を「対象と意図」で捉え、1つの予算事業の中に、対象・意図が違う、多くの活動を抱え込んでいないか見直しを行い、適切な事務事業評価単位として設定すること。
- (3) 課・係での協議を十分にし、どのような成果が期待できるのか説明できるようにしておくこと。

3. 予算編成について

予算編成にあたっては、2 で設定・編成した事務事業単位で予算編成作業を行うこととし、以下の点に留意すること。

- (1) 事務事業全般について

- ① 既存事業で、合併以降に事務事業評価を行った事業については、その評価結果を踏まえた予算要求とすること。また、事務事業マネジメントシートを作成していない事業についても、事務事業評価の手法に基づき目的妥当性、有効性、効率性、公平性の観点からこれまでの実績を振り返り、予算に反映させること。
- ② 施策を達成する上での事務事業の優先度、重要度、貢献度を検証し、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすることで「選択と集中」を行い、全ての事務事業について再編・整理、廃止・統合を検討すること。
- ③ 特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始年後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。
- ④ 上記①から③で検討した結果、継続となった事業であっても、事業費の見積もりにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、活動量の削減（例：開催回数や印刷部数、委託日数、点検回数等）、単価決定要因・単価根拠（積算基礎が明確か、業者等の言い値ではないか等）も含めコスト分析を行い、削減余地がないか十分検討すること。特に単価根拠が明確でない事業については、明確にすること。

(2) 市単独補助金について

「様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること」とされた国の指針を受け、全庁共通の客観的な判断基準による統一性を持った透明・公平・公正なルール作りが必要であることから、当面の見直しの判断基準として考えられるものを下記に挙げるので、予算要求にあたっては検証を行い、基準に照らし該当する場合は整理統合を含めた見直しを行うこと。なお、交付金、分担金及び負担金、利子補給金についても準じて取り扱うものとする。

<定義等>

- (1) 負担金……市が、法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体等との特定の事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し支出するもの。
- (2) 補助金……市が、特定の事業、活動を助長・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの。
- (3) 交付金……本来市が行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの。

【関係法令】

○憲法第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、

又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

○地方自治法第232条の2（寄付又は補助）

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる。

<補助金の判断基準>

① 目的から見た基準

ア 補助対象とする事業が、現在進めている市の施策に結び付いていないもの

イ 補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でないもの

* 客観的に見た公益上の妥当性の例

○地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもの

○各団体の行う事業活動が、社会福祉に著しい貢献が期待できるものや文化・芸術・スポーツ等の推進に寄与されるもの

○行政活動における市の施策として、事業を積極的に推進しようとするもの

○地域経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及・支援する上で、事業推進の援助が必要と認められるもの

ウ 補助対象としている事業が、その目的や妥当性、成果の面から評価し効果が乏しいもの

エ 運営費的補助で、自助・自立が認められる団体及び目的が達成されているもの

オ 啓発、奨励を目的としている補助で、同じ補助対象に対して継続的に交付しているもの

カ 産業助成補助で、常に高率の補助がなければ成り立たない性格のもの

キ 原則として、10万円以下の零細補助で、施策の実現を目的とするよりも、住民等の要望を受け交付しているもの

② 団体等の適格性

ア 支出の根拠が明確で法令などに抵触していないこと

イ 団体等の会計処理および用途が適切であること

ウ 団体等の当該年度決算における繰越金が、原則として補助金の額を超えていないこと

③ 補助対象経費の明確化

ア 補助対象経費を団体の「活動事業費」に限定し、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等、補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理費的な費用は、補助対象としない。

補助対象経費を団体の「運営費」とした場合、人件費や事務費など一般管理費的

な経費の全てが対象となり、補助の目的・効果の面からも補助の実効性が確保できないこととなる。しかし、設立後間もない団体は、組織力、運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間については、運営費に対する補助が必要となる場合がある。その場合には、補助の対象となる経費の範囲を明確にし、かつ、終期を設定した上で補助を行い、段階的に補助金を減額するものとする。

④ 補助額の適正化

市単独事業については、補助事業ごとに限度額または補助率を定めるものとする。

ア 団体等の決算において繰越金の額が、補助額を超えている場合は、必要に応じて補助額を調整する。

イ 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を設定する。

ウ 補助対象事業費または団体の予算に占める補助金の割合が 10%未満の補助金については、原則、廃止する。

エ 1/2 を超える高率補助は、補助率の引き下げを行う。

⑤ 終期の設定

補助金の交付にあたっては、補助期間（終期）を定め、補助金の実効性を確保する。

ア 国や県の制度による補助は、その制度の終了と合わせて、市の補助を終了させる。

イ 市単独事業の補助金については、同一団体等への交付は、すべて 3 年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、必ず見直しを行うものとする。また、補助金を申請する団体等には、補助事業の達成目標水準と達成期間を明確にしたうえでその補助を必要とする期間を記入させ申請させるものとする。

(3) 各種イベント業務の見直しについて

合併により、それぞれの市町で行ってきたイベントが引き続き実施されているが、これらのイベントは地域の活性化のためには重要なものであっても、合併により広域化したことや、市民と行政との関わり方が変わりつつあることなどから、より効果的なものに改革すべきものや、長年実施されてきたことにより所期の目的を達成していると考えられるもの、マンネリ化など、今一度、実施内容について見直しを行う必要があると思われる。

また、大規模イベントの開催や、小規模であっても頻繁な開催、事務局の運営までも市で行っている場合は、経費だけでなく人的負担も多大なものになり、真に必要なイベントをなるべく少人数で効果的・効率的に開催できるような見直しが必要である。

そこで、各種イベントの開催や運営方法について、下記視点で見直しを行い、主管課はもとより、関係する各課で連携して、廃止も含め整理・統合を推進すること。

<見直しの視点>

① 必要性から見た視点

- ア 市が主催あるいは、関与する必要があるか。関与の必要性が薄れてはいないか。
- イ 実施する目的が、時代の流れの中で希薄化していないか。マンネリ化していないか。
- ウ 他の任意団体等の主催でありながら、市で事務局を担ってきたが、団体等で開催すべきものでないか。
- エ イベントの参加者が限定されていないか。

② 有効性から見た視点

目的を達成するための手段として妥当であるか。他の方法はないか。

③ 効率性から見た視点

- ア 市、任意団体や実行委員会等との役割分担が明確で、協働が図られているか。
- イ コストや実施手法等の見直しを図っているか。
- ウ 他のイベントとの同時開催、事業統合等はできないか。
- エ 隔年開催はできないか。

*市が関与するイベントに対する補助金などが含まれている場合は、補助金の判断基準も合わせて検討し、整合性を図ること。

(4) 民間委託等の推進について

① アウトソーシングの推進

各課の内部管理や定型的業務を含めた事務事業や、公の施設の管理業務等に関して、民間委託の可能性を総点検し、市民サービスが維持・向上され、コスト縮減につながると見込まれる場合は、積極的にアウトソーシングを推進すること。その際、行政が提供するサービスのコスト（職員の人件費を含む）や質を、民間事業者へアウトソースする経費の比較検討を充分に行うこと。

【参考】

職員が1年間に業務に従事する業務量は、1,879時間

（「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づき、土日・祝祭日・年末年始を除いた従事時間数で算出。平成20年度と21年度の2カ年の平均値）

職員の1日単価（平均） 15,833円

職員の1時間単価（平均） 2,043円

業務を遂行する上で、目に見える事業費以外に、「各業務にかかる時間×2,043円」の人件費がかかっていることになる。

このことを念頭におき、職員がやるより、同じサービス水準を維持しながら、指定管

理制度や業務委託、さらには臨時職員、嘱託職員等の活用により、効率的に行えないか、業務の全部、または一部について検討し、積極的に推進すること。

② 指定管理者制度の推進

現在直営で管理している施設について、施設のあり方を検証し、市民サービスの向上と管理経費の縮減が図られる施設については、当施設の管理運営に参入する意欲のある民間事業者やNPO法人等が、事前検討を充分に行えるように、調査研究をしておくこと。

③ 公の施設の民間譲渡、民営化の推進

公の施設について、民間譲渡や民営化などの方針を打ち出せるものはないか、検討を行うこと。

(5) 合併による経費節減効果の検証

合併協議においては、いかに円滑に合併するかが優先事項であったため、事務事業の中には、合併による経費節減効果が十分に上げられないものもある。合併を契機に、広域的なまちづくりの視点に基づき、規模が大きくなることによって得られる効果を最大限に発揮できるように、各事務事業について以下の見直しを行うこと。

- ① 合併調整内容の経過措置期間が既に終了しているが、従来どおりの事務事業の取扱いをしていないか。
- ② 合併協議で協議された調整内容より更に、合併効果の向上余地はないか。
 - ア 各種団体の統合や公共施設の整理統合による重複経費の見直し
 - イ 類似イベントの見直し